

北海道和牛ブランド懇話会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、「北海道和牛ブランド懇話会」(以下「懇話会」という。)と称する。

(目的)

第2条 懇話会は、生産者をはじめ関係者が一体となって、北海道和牛のブランド確立に向け、認知度向上対策などの取組を行い、北海道和牛が全国有数の和牛産地としての地位を確立することを目的とする。

(取組)

第3条 懇話会は、前条の目的を達成するため、次の取組を行う。

- (1) 北海道和牛の認知度向上に向けた取組
- (2) 北海道和牛の生産拡大に向けた取組
- (3) 北海道和牛の消費拡大に向けた取組
- (4) 全国和牛能力共進会に向けた取組
- (5) その他、懇話会の目的を達成するために必要な取組

第2章 会員

(会員)

第4条 懇話会は、正会員と賛助会員で構成する。

(1) 正会員

懇話会の目的に賛同し、道内で和牛(黒毛和種、褐毛和種、日本短角種、無角和種)を飼養している生産者(繁殖・育成・肥育・一貫経営で1頭以上飼養)及び組織

(2) 賛助会員

懇話会の目的に賛同する機関・団体、企業等

(入会)

第5条 正会員及び賛助会員として入会しようとするものは、入会申込書を会長に提出し、役員会の承認を得なければならない。

(会費)

第6条 正会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第7条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 会員である団体が消滅したとき。
- (3) 2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第8条 正会員及び賛助会員は、退会する場合は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(拠出金の不返還)

第9条 既納の会費その他の拠出金品は、返還しない。

第3章 役員

(役員)

第10条 懇話会に次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以内
- (2) 監事 2名
- (3) 理事のうち、1名を会長、2名を副会長とする。

(選任)

第11条 役員は総会において、正会員の中から選任する。

(職務)

第12条 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 会計及び業務執行状況を監査すること。
 - (2) 会計及び業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
 - (3) 前号の報告をするため必要があるときは、総会又は役員会の招集を請求し、又は招集すること。

(任期)

第13条 役員任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(報酬等)

第14条 役員は無給とする。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 前項に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第4章 総会

(総会)

第15条 懇話会の総会は、通常総会と臨時総会とする。

(構成)

第16条 総会は、正会員をもって構成する。

(議決事項)

第17条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算
- (2) 事業報告及び決算
- (3) 規約の変更
- (4) 解散
- (5) 残余財産の処分
- (6) 会員の除名
- (7) 役員解任

(開催)

第18条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 役員会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。
- (3) 第12条第3項第3号の規定により、監事から招集の請求があったとき又は監事が招集したとき。

(招集)

第19条 総会は、第12条第3項第3号の規定により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、前条の規定による請求があったときは、当該請求の日15日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第20条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第21条 総会は、正会員の合計数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第22条 総会の議事は、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面議決)

第23条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面をもって表決し、又は他正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、その正会員は出席した者とみなす。

第5章 役員会

(構成)

第24条 役員会は、第10条で定める役員をもって構成する。

(議決事項)

第25条 役員会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第26条 役員会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 役員現在数の3分の1以上から会議の目的を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第12条第3項第3号の規定により、監事から招集の請求があったとき又は監事が招集するとき。

(招集)

第27条 役員会は、第12条第3項第3号の規定により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2号又は第3号の規定による請求があったときは、当該請求の日から10日以内に役員会を招集しなければならない。
- 3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日以内に通知しなければならない。

(議長)

第28条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第29条 第21条から第23条までの規定は、役員会において準用する。この場合においては、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「正会員」とあるのは、「役員」と読み替えるものとする。

第6章 財産及び会計

(財産)

第30条 この懇話会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(財産の管理)

第31条 この懇話会の財産は、会長が管理し、その方法は会長が別に定める。

(経費の支弁)

第32条 この懇話会の経費は、財産をもって支弁する。

(会計年度)

第33条 懇話会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7章 事務局

(事務局)

第34条 この懇話会の事務局は、一般社団法人北海道酪農畜産協会に置く。

第8章 雑則

第35条 この規約に定めるもののほか、この懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

- 1 この規約は、この懇話会の設立の日（令和5年3月29日）から施行する。
- 2 この懇話会の設立時の入会は、第5条の規定にかかわらず、趣旨に賛同し、入会申込書の提出をもって入会とする。
- 3 この懇話会の設立時の総会（設立総会）は、第21条の規定にかかわらず、出席者をもって開会する。
- 4 この懇話会の設立総会の議事は、第22条の規定にかかわらず、出席者の過半数をもって決する。
- 5 この懇話会の設立総会に出席できない場合は、第23条の規定を適用する。
- 6 この懇話会の設立時の役員は、第11条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところとし、その任期は、第13条第1項の規定にかかわらず、令和7年度総会までとする。
- 7 この懇話会の設立時の事業計画及び収支予算は、第17条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。